

福祉センター自家用電気工作物保安点検業務仕様書

- 1 対象物 自家用電気工作物一式
 設備容量 150KVA (105KW)
 受電電圧 6,600V
 非常発電 24KW・220V

2 業務範囲

- (1) 月次点検・毎月1回 (仕様書1-1)
 (2) 定期点検・年1回 (仕様書1-1)
 (3) 不良個所の改修の指示及び助言
 (4) 事故発生時の応急処置の指示及び事故発生後における精密検査
 (5) 官庁検査の立会い

3 代行人

受託人の病気その他やむを得ない事由により、その職務を取ることができないときは、電気主任技術者免状取得者に業務を代行させる。

(仕様書1-1)

分類		機械名	細別
月次点検	受配電設備	電線及び支持物	異状の有無確認
		ケーブル	異状の有無確認
		開閉装置	異状の有無確認
		母線	異状の有無確認
		受電用変圧器	温度、油量、音、振動観察
		計器用変成器	異状の有無観察
		保護継電器	動作の有無観察
		接地線	電流の有無観察
		配電盤	計器、スイッチ、ヒューズ観察
		電力用コンデンサー	温度、形状観察
		キュービクル	鎖錠、錆観察
	負荷設備	電線及び支持物	異状の有無観察
		ケーブル	異状の有無確認
		分電盤	計器、スイッチ、ヒューズ観察
		電動機	振動、電流、温度観察
		電熱装置	電流、破損、汚れ観察
		照明設備	器具、照度、点滅観察
		配電設備	異状の有無観察

検	非常用発電装置	原動機	異状の有無観察
		発電機	異状の有無確認
		配電盤	異状の有無確認
		蓄電池	異状の有無確認
定期点検	受配電及び負荷設備	電線及び支持物	絶縁抵抗測定
		ケーブル	絶縁抵抗測定
		開閉装置	絶縁抵抗測定、機構点検
		母線	絶縁抵抗測定
		受電用変圧器	絶縁抵抗測定、絶縁油圧試験
		計器用変成器	絶縁抵抗測定、絶縁油圧試験
		保護継電器	動作特性試験
		配電盤	精密点検、絶縁抵抗測定
		電力用コンデンサー	精密点検、絶縁抵抗測定
		分電盤	精密点検、絶縁抵抗測定
		配電設備	精密点検、絶縁抵抗測定
		照明設備	精密点検、絶縁抵抗測定
		電動機	精密点検、絶縁抵抗測定
		接地線	接地抵抗測定
検	非常用発電装置	原動機	精密点検及び絶縁抵抗測定
		発電機	精密点検及び絶縁抵抗測定
		配電盤	精密点検及び絶縁抵抗測定
		蓄電池	精密点検及び絶縁抵抗測定

福祉センター消防用設備保守点検業務仕様書

1 対象設備（仕様書 2－1）

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 防火・防排煙設備
- (3) 非常通報機設備
- (4) 誘導灯設備
- (5) 屋内消火栓設備
- (6) 粉末消火設備
- (7) 簡易自動消火装置
- (8) 消火器具
- (9) 避難器具

2 内容

- (1) 機器点検年 1 回、総合点検年 1 回
- (2) 保守点検は、消防庁告示第 145 号「点検基準」に従い、(1)により定例的に専門の技術員を派遣して行う。また、点検日以外にも、機能に支障を来す事態が発生した場合においても、至急専門の技術員を派遣する。
- (3) 保守点検を行ったときは、その結果を記録用紙（消防用設備等点検結果報告書）で報告し、係員の確認を受けること。

対象設備

設 備 名	機 種	数 量	単位	備考
1 自動火災報知設備	受信機 P型1級5回線	1	台	
	差動式スポット型感知器	10	個	
	定温式スポット型感知器	18	個	
	煙感知器	50	個	
	発信機 P型1・2 巡廻	6	個	
	表示灯	9	個	
	電 鈴	8	個	
	消火栓起動連動装置	1	式	
	常用電源 (交流)	1	式	
	予備電源 (蓄電池)	1	式	
2 防火・防排煙設備	煙感知器	19	個	
	シャッター煙連動 (ヒューズ無)	7	式	
	防火扉	2	式	
	垂れ壁手動開放装置	3	式	
	可動垂れ壁 煙連動 緩降式	3	式	
	防煙ダンパー 自動解錠	6	式	
	電鈴・ブザー	6	個	
3 非常通報機設備	非常通報装置	1	式	
	専用電話機	1	式	
	常用電源	1	式	
	予備電源	1	式	
	自火報連動試験	1	式	
4 誘導灯設備	誘導灯	18	個	
	誘導灯信号装置	1	式	
5 屋内消火栓設備	加圧送水装置ポンプ・モーター	1	台	
	制御盤	1	台	
	消火栓 (屋内)	6	台	
	電源装置	1	台	
	放水試験	1	式	

設 備 名	機 種	数 量	単 位	備 考
6 粉末消火設備	粉末タンク	2	台	
	加圧用窒素容器	2	台	
	薬剤	2	台	
	ホースリール	2	台	
7 簡易自動消火装置	消火装置本体	2	台	
	消火装置制御盤	1	台	
	ガス遮断弁連動テスト	1	式	
	空調ファン連動テスト	1	式	
	移報信号	1	式	
	放出テスト（ガスによる放出）	1	式	
8 消火器具	消火器	13	本	
9 避難器具	避難器具	1	式	

福祉センターエレベーター保守点検業務仕様書

1 点検回数

- (1) 定期点検月 1 回
- (2) 定期検査年 1 回

2 機種

寝台用油圧間接式エレベーター

型式 BK15-1000-CO-45型 3か所停止 1台

3 作業時間

あらかじめ担当者と協議の上、決定する。

4 内容

エレベーターが常に安全かつ良好な運転状態を維持するよう次の事項を実施する。(消耗部品付契約・POG)

(1) 点検

ア エレベーターの安全を計るため技術員を毎月 1 回派遣し、点検を行い作業報告書を提出する。

イ 点検・給油・清掃及び簡単な調整の対策範囲は、(仕様書 3-1) のとおりとする。

(2) 作業時間

定期点検は、点検受託者の就業時間(通常勤務日の通常勤務時間)内に行い、点検の為に必要な作業時間中は、運転休止する。

(3) 故障対策

不時の故障の連絡のあったときは、速やかに技術員を派遣し適切な処置を行う。

(4) 点検作業に必要な次の消耗部品及び消耗品は、点検受託者の負担とする。

ア 動力回路の接触器、主接点及び補助接点、ヒューズ類(受電版用・制御盤用)

イ インジケーター用ランプ及びかご内照明ランプ

ウ 点検用油脂類(ギアオイル及び油圧用作動油は、通常減耗分の補給に限るものとする。)

エ ウェス及び乾電池等

(5) 修理・取替

消耗部品記載以外の部品類及び修理を要するものは点検費用に含まれておらず、点検結果に基づき修理取替の必要が認められる場合は、別途見積書を提出し、協議の上、実施する。

(6) 検査

建築基準法によるエレベーターの受検費用は含むが、労働安全衛生法による検査が必要な場合は、受検費用・準備費・立会い費等の費用は、別途とする。

(7) エレベーターの占有又は管理に基づく責任は一切含まない。

作業仕様書

*各装置の機能を調べ、点検・調整・清掃等をする。(分解作業しない範囲)

	点 検 作 業 項 目	備 考
機械室関係	1 巻上機、運動機、制御盤、調速機、ギア、 電磁ブレーキ 2 油圧ユニットポンプ・配管等、作動油の状況、湯温、 空転防止装置、安全弁	(油圧式)
塔内関係	1 ワイヤロープ、ガバナーロープ、リミットスイッチ、 レール、ウエイト 2 配電配線関係 3 シリンダー離脱防止スイッチ、 シリンダーヘッド戻り油取付け 4 ロープのたるみ止め、プランジャーパッキンの油漏れ	(油圧式)
かご関係	1 ドアーの作動状況、セーフテータッチ、ドアマシン、 ドアハンガー 2 ゲートスイッチ、かご操作盤、ESスイッチ 3 着床装置、ガイドシュウ、非常止め	
乗場関係	1 ホールボタン及びインジケータ作動状況 2 非常開錠装置、ロック装置、各階開閉機構等	

福祉センター自動ドア保守点検業務仕様書

1 対象物

DS型ドアーエンジン装置 5台

2 内容

(1) 定期点検 年3回

(2) 点検調整項目

ア 制御部

(スイッチ・ヒューズ、リレー、タイマー装置、端子・リード線)

イ エンジン部

(回転軸装置、駆動連結装置、作動シリンダー、オイルタンク、逆上弁ギア
及びトロコイドポンプ、モーター)

ウ 操作スイッチ部

(熱線スイッチ)

エ その他

(各部配管配線、付属連結装置、ドア各部(異音、漏れ、当たり、各部油廻り)

(3) 点検日以外でも緊急を要する事態が発生した場合は、技術者を直ちに派遣し速やかに設備の正常を図る。

(4) 定期保守等の業務終了後、速やかに報告書を提出する。

浴槽ろ過装置保守点検業務仕様書

1 件名

浴槽ろ過装置保守点検業務

2 点検回数

(1) 年 2 回

(2) 上記点検以外にも、機能に支障をきたす事態が発生した場合には、至急専門の技術員を派遣できる体制にあること。

3 保守点検の範囲

(1) 各弁の機能点検（五方弁・自動空気抜弁）

(2) 薬注装置機能点検及び点検整備

(3) ろ過ポンプ点検（シール漏れ・回転音）

(4) 異常温度検出機能点検

(5) 温度制御器機能点検

(6) 異常水位検出器機能点検・補給水装置点検

(7) 各計器指示値点検（圧力計他）

(8) ろ材再活性化作業

(9) その他装置全体点検（制御）

給湯用ポンプ及び水中ポンプ等保守点検業務仕様書

1 件名

給湯用ポンプ及び水中ポンプ等保守点検業務

2 内容

下記の給湯用ポンプ及び水中ポンプ等の保守点検を年1回行う。

ただし、表中備考欄「※」印のポンプは、点検時に釜場内のゴミ、砂等を除去し、処理する。

番号	機器名	型番	設置場所	数量	単位	備考
1	給湯用ラインポンプ	32φ×0.4kw	屋上	1	組	
2	加圧給水ポンプユニット	32φ×1.1kw	受水槽室	1	組	
3	湧水排水ポンプユニット	50φ×0.4kw	受水槽室	1	組	※
4	湧水排水ポンプユニット	50φ×0.4kw	湧水ピット	1	組	※
5	湧水排水ポンプユニット	50φ×0.75kw	ろ過機室	1	組	※
6	汚物排水ポンプユニット	65φ×2.2kw	汚水槽	1	組	※
7	雨水排水ポンプユニット	50φ×1.5kw	外部	1	組	※
8	温水循環ポンプ	32φ×0.4kw	ろ過機室	1	組	
9	消火栓ポンプ	MKF-40S-55.5	機械室	1	組	
10	汚水槽汲取り消毒			1	式	

ガス給湯器保守点検業務仕様書

- 1 件名
ガス給湯器保守点検業務
- 2 点検回数
定期点検 年 2 回
- 3 保守点検の範囲
定期点検
 - (1) 漏電遮断機点検
 - (2) 電気系統点検
 - (3) 外装及び内装点検
 - (4) 着火動作点検
 - (5) 熱交換器点検
 - (6) 電極点検
 - (7) ガス漏れ点検
 - (8) 水漏れ点検
 - (9) 循環ポンプの点検
 - (10) 膨張タンク点検
 - (11) 自動式空気抜き弁点検
 - (12) 循環側のチャッキ弁点検
 - (13) その他運転上必要な点検

冷水器保守点検業務仕様書

- 1 件名
冷水器保守点検業務
- 2 点検内容
冷水器の保守点検を年 1 回行う。
- 3 対象物
2 F 冷水機
型 式 P L F 8 W M D
製 番 9 4 2 4 2 8 1 4 5 7
B 1 F 冷水機
型 式 P L F 8 W M D
製 番 9 4 2 4 2 8 1 4 5 8

福祉センター空調設備フロンガス定期点検委託仕様書

- 1 件名
福祉センター空調設備フロンガス定期点検委託
- 2 目的
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づく定期点検の実施
- 3 定期点検実施者
冷媒フロン類取扱技術者制度規程で定める資格を有し、かつ、点検に必要となる知識等の習得を行う講習を受講した者とする。
- 4 点検内容
(1) 有資格者による定期点検… 3 年に 1 回実施（次回は令和 8 年度実施）
(2) 指定管理者が年 4 回実施する簡易点検等、当該業務に関する助言等技術支援… 随時
- 5 点検報告
簡易点検及び定期点検を行ったときは、速やかに報告書を提出する。

福祉センター清掃等業務仕様書

1 委託項目

- (1) 日常清掃（通年）
- (2) 定期清掃等
 - ア 床清掃（年2回）
 - イ ガラス清掃（年2回）
 - ウ カーペット清掃（年2回）
 - エ 受水槽清掃並びに水質検査及びグリストラップ清掃（年1回）
- (3) 空調設備保守点検（年1回）

2 一般適用事項

- (1) この仕様書は、作業の概要を示す。作業を実施する上で、それに伴って必要な作業又は指定管理者が建物管理上、特に必要と認めた軽微な作業については、本書に記載のないものでも契約金額の範囲内で実施する。
- (2) 作業員は、清潔な作業服、帽子等を着用し、名札をつける。
- (3) 作業員が病気、事故等で作業につけないときは、当日の作業に支障のないように、代替りの者を作業にあたらせる。
- (4) 作業員は、あらかじめ指定管理者より建物の鍵を預かり、責任をもって管理し、作業開始時間に解錠する。
- (5) 作業中の事故、及び建物、物品の損傷防止に努める。
 - ア 高所、通路上での作業の場合、執務に支障を来さないようにするとともに、職員及び通行人の安全を確保するための措置を講ずる。
 - イ 作業のため机その他の物品を移動するときは、損傷しないように注意して取り扱い、作業終了後は、元の位置に戻す。
 - ウ 作業以前に損傷があった場合は、直ちに指定管理者に連絡し、事後処理に万全を期する。
 - エ 紙くず及び灰皿の内容物は、別々の容器に収納し、火災予防に注意する。
- (6) 作業に使用する材料は、床材等清掃対象物に損傷を与えない適正良好な検査に合格したものとする。
- (7) 作業の実施に当たっては、常に火災、盗難その他事故の発生のないよう充分注意する。
- (8) 作業員は、業務上知り得た秘密事項等を他人に漏らしてはいけない。

3 委託内容

- (1) 日常清掃
 - ア 日常清掃要領
（仕様書 10－1）による。
 - イ 清掃日時

原則として、毎日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）、午前7時から午後3時30分までの間に業務を行う。また、必要な場合には、指定管理者の指定する職員（以下「監督員」という。）の指示により、契約金額の範囲内で延長する。

ウ 完了報告書の提出

日常清掃作業が終了したときは、その都度、完了報告書を作成し監督員に提出する。
なお、作業に不十分な点があるときは、監督員に指示に従い完了させる。

(2) 定期清掃等

ア 定期清掃等要領

（仕様書10－2）による。

イ 清掃日時

あらかじめ監督員と事前に調整し、承認を得る。

ウ 完了報告書の提出

定期清掃等作業が完了したときは、完了報告書を監督員に提出する。なお、作業に不十分な点があるときは、監督員の指示に従い完了させる。

(3) 空調設備保守点検

ア 保守点検管理等

定期的に技術員を派遣し、（仕様書10－3）による空調設備等の各部を点検し必要に応じて調整、給油、清掃等を行う。

イ 保守点検日時

あらかじめ監督員と事前に調整し、承認を得る。

ウ 故障対策

不時の故障や事故の連絡を受けたときは、速やかに技術員を派遣し、適切な処置を行う。

エ 完了報告書の提出

保守点検作業が完了した時は、完了報告書を監督員に提出する。なお、作業に不十分な点がある時は、監督員の指示に従い、完了させる。

日常清掃要領

1 作業方法

- (1) 掃き掃除は、砂ぼこり等が飛散しないよう、適切な器具等を使用し、カーペットタイル及び畳は、必要に応じて掃除機を使用する。
- (2) 汚れのひどい場合は、適正なクリーナー等で汚れを取り去る。
- (3) 雑巾がけ等水拭き清掃は、常に清水を用い、汚れを飛散させることのないよう、また、水浸しになることのないよう注意する。

※表の面積は清掃する際の面積であり、設計図上の面積とは異なる。

階	室 名	面積	床 材	主 な 清 掃 内 容
地 階	廊下ホール	51	カーペットタイ ル	この区域の清掃は、2日に1回実施する。 なお、廊下ホール部は、特に清潔と美観を保たせる。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等ごみの処理 (3) 手摺の雑巾がけ
	エレベーター	4		
	階段 A	21		
	便所 (身障者)	4	塩ビ	この区域の清掃は、特に清潔にするものとし、1日1回実施する。必要に応じて重ねて実施する。 (1) 床ちり払い後、水絞りモップがけ (2) 便器、洗面器等陶器類の薬剤洗い (3) 雑巾がけ (4) 鏡拭き (5) 石鹸、トイレットペーパー等の補充 (6) 紙くず等ごみの処理
	階段 B	27	塩ビ	この区域の清掃は、2日に1回実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等ごみの処理 (3) 手摺の雑巾がけ
	便所 (男女)	23	タイル	この区域の清掃は、特に清潔にするものとし、1日1回実施する。必要に応じて重ねて実施する。 (1) 床ちり払い後、水絞りモップがけ (2) 便器、洗面器等陶器類の薬剤洗い (3) 雑巾がけ (4) 鏡磨き (5) 石鹸、トイレットペーパー等の補充 (6) 紙くず等のごみの処理

	階段 C	12	コンクリート	この区域は、5日に1回実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等のごみ処理
	階段 D	18		
	階段 E	12		
	ドライエリア	16		
1 階	事務室	61	カーペットタイ ル	この区域は、2日に1回実施する。なお、事務 室にあつては、業務に支障のないよう、時差 を設けて実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等のごみ処理
	階段 A	25		
	玄関ホール	21	タイル	この区域の清掃は、特に清潔と美観を保たせ、 1日1回実施する。 (1) 床ちり払い後、水絞りモップがけ (2) 玄関ガラス拭き (3) 紙くず等ごみの処理
	湯沸室	2	塩ビ	この区域は、2日に1回実施する。 (1) 床ちり払い後、水絞りモップがけ (2) 雑巾がけ (3) 紙くず等ごみの処理
	ロッカー室	6		
	清掃用具庫	1		
	階段 B	11		
	駐車場	268	タイル コンクリート	この区域は、2日に1回実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等ごみの処理
2 階	レクリエーショ ン室	149	フローリング	この区域の清掃は、使用中を避け、時差を設 けて 2日に1回実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等ごみの処理
	相談室 1・2・ 3・4	48	カーペットタイ ル	この区域の清掃は、会議等での使用中は避け、 時差を設けて2日に1回実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等ごみの処理 (3) 手摺の雑巾がけ
	調整室	9		
	廊下ホール	63		

	便所 (男女・身障者)	34	タイル (一部塩ビ)	この区域の清掃は、特に清潔にするものとし、1日1回実施する。必要に応じて重ねて実施する。 (1) ちり払い床掃き後、水絞りモップがけ (2) 便器、洗面器等陶器類の薬剤洗い (3) 雑巾がけ (4) 鏡拭き (5) 石鹸、トイレットペーパー等の補充 (6) 紙くず等のごみの処理
	湯沸室	2	塩ビ	この区域は、2日に1回実施する。 (1) 床ちり払い後、水絞りモップがけ (2) 雑巾がけ (3) 紙くず等ごみの処理
庁舎外周	玄関前 その他周辺			この区域の清掃は特に玄関前の美観に留意して、次の作業を実施する。 (1) ちり払い床掃き (2) 紙くず等ごみの処理 (3) 樹木植込み内の草取り
◎以上が日常清掃の大要であるが、特に汚れが目立つ箇所は補修作業を行う。				

(注) 面積の単位は平方メートル。

定期清掃等要領

1 床清掃

※表の面積は清掃する際の面積であり、設計図上の面積とは異なる。

階	室 名	面積	床 材	回数	清掃要領と作業方法
地 階	厨房	67	塩ビ	2 回	(1) 塩ビ部分は、フロークリーナー等を塗布。ポリッシャー等で洗浄し、完全乾燥した後、ワックス塗布仕上げる。 (2) 汚れのひどい部分は、器具等補助用具を用いて汚痕の生じないように注意しながら取り除く。 (3) フローリング部分は、洗浄して乾燥後、ワックス塗布仕上げる。 (4) ワックス塗布は、必要に応じ重ね塗りする。
	便所(身障者)	4			
	階段 B	27			
1 階	湯沸室	2			
	ロッカー室	6			
	清掃用具庫	1			
	階段 B	11			
2 階					
	便所(身障者)	4			
	レクリエーション室	149	フローリング		

2 ガラス清掃

階	室 名	面積	実施回数	清掃要領と作業方法
1 ・ 2 階	窓ガラス (東側) (西側) (南側) (北側) (トップライト)	117 (6) (21) (79) (5) (6)	2 回	(1) 水洗い後、スクイジー等で汚水を拭き取る。 (2) 特に汚れのひどい場合、又塩分がある場合は、適切な洗剤を用いて除去する。 (3) 高所のガラスは、適切な用具により処理する。

3 カーペット清掃

各階カーペットタイル部分の洗浄清掃を年 2 回行う。(合計面積 315 m²)

4 受水槽清掃並びに水質検査及びグリストラップ清掃

- (1) 受水槽 (容量 11.25 m³) とグリストラップ (容量 0.196 m³) の清掃を年 1 回行う。
- (2) 水質検査の一般項目を年 1 回行う。

空調設備保守点検要領

1 室外機

設置 番号	階層	形式	型番	台数	備考
MCO-1	地階	ツイン	RAS-AP280DSR4	1	室内機 MCI-1-1、MCI-1-2 に対応
MCO-2	地階	ツイン	RAS-AP280DSR4	1	室内機 MCI-2-1、MCI-2-2 に対応
MCO-3	地階	トリプル	RAS-AP224DSR4	1	室内機 MCI-3-1、MCI-3-2、MCI-3-3 に対応
MCO-4	1 階	トリプル	RAS-AP140DGR3	1	室内機 MCI-4-1、MCI-4-2、MCI-4-3 に対応
MCO-5	2 階	ツイン	RAS-AP224DSR4	1	室内機 MCI-5-1、MCI-5-2 に対応
MCO-6	2 階	トリプル	RAS-AP224DSR4	1	室内機 MCI-6-1、MCI-6-2、MCI-6-3 に対応
MCO-7	2 階	シングル	RAS-AP450DSR4	1	室内機 MCI-7-1 に対応 フロン排出抑制法定期検査実施機器

○「福祉センター空調設備フロンガス定期点検委託」による点検回数

簡易点検：年 4 回（職員で実施）

定期点検：3 年に 1 回実施（次回は令和 8 年度実施）

2 室内機

設置 番号	設置個所	型番	台数	備考
MCI-1-1	デイルーム（奥）	RCI-GP56K	2	
MCI-1-2	厨房	RCI-GP112K	2	
MCI-2-1	デイルーム（手前）	RCI-GP80K	2	
MCI-2-2	和室	RCB-GP140K	1	
MCI-3-1	ボランティア室	RCID-GP56K	1	
MCI-3-2	ホール・廊下・脱衣室	RPI-GP140K1	1	
MCI-3-3	脱衣室	RCIS-GP22K	1	
MCI-4-1	事務室	RCI-GP45K	2	
MCI-4-2	事務室	RCID-GP45K	1	
MCI-4-3	玄関ホール	RCID-GP28K	1	
MCI-5-1	録音室	RCID-GP28K	1	
MCI-5-2	ホール	RPI-GP160K1	1	
MCI-6-1	相談室	RPK-GP56K	2	
MCI-6-2	相談室	RPK-GP71K	1	
MCI-6-3	相談室	RCIS-GP22K	1	
MCI-7-1	レクリエーション室	RPWI-AP224K1	2	フロン排出抑制法定期検査 実施機器

○「福祉センター空調設備フロンガス定期点検委託」による点検回数

簡易点検：年4回（職員で実施）

定期点検：3年に1回実施（次回は令和8年度実施）

福祉センター総合警備業務仕様書

1 業務時間

(1) 毎日

17：00～8：30

(2) 福祉センターの休日

24 時間（土曜日、日曜日、祝日、及び 12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

2 内容

(1) 使用回線

福祉センターの一般公衆回線を使用する

(2) 業務種類

ア 防犯サービス

イ 火災監視サービス

ウ 設備監視サービス

福祉センター非常用発電設備保守点検委託仕様書

- 1 件名
非常用発電設備保守点検委託
- 2 点検回数
機器点検年 1 回及び総合点検年 1 回
- 3 点検内容
 - (1) 機器点検
 - ア 設置場所及び電気状況等の点検
 - イ ディーゼル機関の作動、機能点検
 - ウ 発電機及び自動起動制御盤の点検
 - エ 冷却水、潤滑油系統等の点検
 - オ 燃料及び蓄電池の点検
 - カ 始動装置の点検、充電装置の点検
 - キ 保護装置の点検（接点メイク）
 - ク 30%以上の模擬動作負荷運転の点検
 - (2) 総合点検
 - ア 機能点検
 - イ 自動起動、自動切替、自動停止試験
 - ウ 絶縁抵抗試験、シーケンステスト
 - (3) 保守点検を行った時は、その結果報告を受けること。

福祉センター電動グリルシャッター保守点検業務仕様書

- 1 件名
福祉センター電動グリルシャッター保守点検業務
- 2 点検回数
定期点検 年 1 回
- 3 点検内容
 - (1) 機器点検
 - ア 開閉機の点検
 - イ ブレーキ装置の点検
 - ウ 手動装置の点検
 - エ スプロケット・ローラーチェーンの点検
 - オ 巻き取りシャフト・ブラケットの点検
 - カ その他、点検が必要な装置への注油点検調整の実施
 - (2) 定期点検を行ったときは、作業報告書を提出する